

午後 2時00分開議

---

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 議案第26号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（永井一行君） これより議案審議に入ります。

日程第1、議案第26号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましては、本定例会第1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第26号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（永井一行君） 日程第2、議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第27号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第28号 昭和村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤  
強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を  
改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第3、議案第28号 昭和村地域経済牽引事業の促進による地

域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第28号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号 昭和村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第29号 昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第4、議案第29号 昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第29号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号 昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第30号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第5、議案第30号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第1号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第30号について質疑に入ります。

林幸司議員。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 先日の議会全員協議会で、各議案については分かりやすい説明をいただき、十分な質疑を行いましたので、本日はダブって質疑を行わないように1点だけお聞きをしたいと思います。

先日、総務課長から報告がありました公用車、役場の庁用車のカーナビテレビの関係でございます。

NHKの受信料が、今まで未納だった分、遡って払えという督促が来て、計算したら約120万円払わなきゃならないという総務課長の説明がありましたが、全くもってこのNHKの横暴に対しては全国の市町村が怒っております。もう払う気はないよと言っている市町村もあるそうです。新車を納入したときから遡って払えと、とんでもないNHKの横暴

だという感じがいたしました。

そこで、村長に、確認の意味で聞いておきたいと思います。

まず、こういうやり方について、全く公用車はほとんどNHKなどを見ていないわけですから、法律というだけでこういったことをするのは、あまりにも無謀じゃないかと思いますので、まずNNKに、村長、抗議をしたほうがいいんじゃないかと思うわけですが、村長の考えをお聞きしたい。

その上で、全く払うなというのは、法律ですから、払わないわけにはいかないかもしれませんが、まず減免を求めていると思いますので、村長の考えをお聞きします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員の質問にお答えいたします。

このNHKの受信料の関係ですが、私も見てびっくりしたんですけれども、契約はきちっとしたのかということを確認いたしました。契約はしていないということですが、一方的な、多分、通達ではないかなと思っておるんですけれども、ただ遡ってという意味がまたよく分からないんですけれども、それもしっかりともう一度課内で、庁内でしっかりと協議して、しっかりした返事を返さなきゃいけないなと思っております。

ただ、県のほうで支払うという意向を示しておりますので、そことの整合性もございしますので、一概に払わないということとはできないとは思いますが、全協のときにも話ありましたように、それじゃ、その部分を車から外せばいいじゃないかというような話もございましたけれども、そういったことが可能かどうかだということも含めまして、協議させていただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 市町村によっては払いたくないという、住民の税金で払うわけですから、やはりこれは慎重を期さなきゃならないということに感じたんですけれども、本村としても「はい、分かりました」と120万ぼんと払うんじゃないくて、やはり抗議をし、減免を求め、その上で、そんなすぐ払わないで、村長、町村会というのもあります。全国の市町村の問題なんですけど、県は当面払うかどうか分かりませんが、町村会で払うところ、

払わないところ、払いたくないところあるでしょうけれども、やはり町村会として意思統一をして、一市町村の長として抗議するよりも、町村会としての意見をまとめてもらってNHKに、今後のこともありますので、対応してもらいたいと。

一番は、法改正だと思います。法律改正して、当たり前、誰でも納得するようにしてもらうというのが一番最終的ですが、法改正はそう簡単にはできませんので、やっぱり町村会通してこの問題もきちんと、村長、最終的には法改正を求めるというところまで対応していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員にお答えいたします。

やはり団体の力といいますか、地域の力といいますか、町村会でしっかりとその辺のところは町村長のほうで足並みをそろえていくということは大事なことはないかと思っています。

ただ、本当に不思議で仕方がないのが、突然そういったものが来るということは、どういふところなのかということは、もう一回原因のほうをしっかりと究明しなきゃいけないと思いますが、抗議ということではなくて、原因究明を行うということは必要ではないかと思っています。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） この問題は、例えばスマートフォン、昔私が持っていたスマートフォンは全部テレビが映りました。だけれども、スマートフォンもテレビも受信料取るぞと言ったら、もうみんな、スマートフォンがテレビなんか見られなくてもいいよ、今、ほとんどの99%のスマホは、テレビが映らないようなふうになりました。もう受信料払わなくていいように改善されちゃいました。

そして、今回、市町村にそういう圧力が来たわけですがけれども、これがみんなどんどん払っちゃうと、今度は個人のほうにも来るんじゃないかと心配します。ほとんど、全国民の多くがカーナビでテレビが映るという車が相当な比率でありますから、そういった個人のところまで「遡って払え」ということにもなりかねないというふうに心配している方も

おられました。そういう国民的な課題でありますから、ちゃんと国民みんなが納得するように、私は法改正が必要だと、自宅でちゃんとテレビを受信料払って見ている人は、自家用車のカーナビまでお金取れなんということは到底納得ができないわけですから、国民が納得するような形に法改正してもらうのが一番いいと思います。

ちなみに、最近新車を買う人は、20万も30万も出してカーナビはつけません。今、中国製のディスプレイオーディオというのが、日本のカーナビなら30万円のところ5万円出せば30万円以上の性能の中国製のディスプレイオーディオ、それを全部スマホ連動です。スマホのナビが使えますから、ディスプレイがついているだけというディスプレイオーディオというのがもうほとんど主流で、新車買う人がそんなに高いあれを使いません。

ですから、庁用者ももう全部ディスプレイオーディオ、2万円ぐらいでつきます、安いのでよければ。それはスマホは、ちょっと連動させれば全部スマホのナビは見られますから、お金かかりませんし、もうテレビ見る必要もありませんので、そういうふうにやはり村民の代表たる昭和村の議会であり、村長であり、「はい、分かりました」と120万円払っちゃったんじゃ、私は、村民は納得しないと思います。

村民の税金120万円払うんですから、私は、そう簡単に払わずに抵抗してもらって、最終的には決断はしなくちゃなりませんけれども、やはり村民、国民が納得するように、この受信料問題は改善ができる方向で村長に頑張ってもらいたいと、お願いでございます。

3回目ですので、最後の答弁をお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員にお答えいたします。

NHK、国営放送に近い部分もございますので、国営放送ですね、ですから、国民としては、やはり受信料というものは払わなければいけない義務はあると思います。

ですから、それは基本的にはあると思いますけれども、やり方があるということだと思いますので、お答えに変えさせていただきます。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第32号 昭和村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第32号 昭和村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議案といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第32号 昭和村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、令和7年6月4日に公

布されました。

その法改正では、投票所の投票管理者や投票立会人、開票管理者や開票立会人など、費用弁償額の見直しも行われましたので、本条例で規定する選挙関係の非常勤特別職の報酬額を法に合わせて見直すものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号 昭和村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、村長提案を終わります。

---

## ◎日程第7 議員派遣について

○議長（永井一行君） 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思います。

なお、決定していない部分、事項、また後日変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣をするこ  
とに決定いたしました。

---

#### ◎日程第 8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永井一行君） 日程第 8、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題と  
いたします。

議会運営委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規  
定によって、お手元に配付した申出書のとおり継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり閉会中の継続審査  
及び調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第 9 字句等の整理委任について

○議長（永井一行君） 日程第 9、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつ  
きましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、そのとおりに決定いたしました。

---

## ◎村長挨拶

○議長（永井一行君） 以上で、本日の定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議長よりお許しをいただきましたので、閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第2回議会定例会が無事閉会でき、提案いたしました議案につきまして、いずれも原案どおり可決、承認を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、6月9日に開催された総務民生常任委員会の開会挨拶で永井議長が触れておられましたが、昭和50年6月9日に昭和村へ甚大な被害を与えた通称6・9災害から今年で50年目となります。改めて当時の広報等を見てみますと、被害総額が16億円を超える未曾有の大災害だったことが伺えます。

また、総務民生常任委員会では、災害の種類は違いますが、中越地震で被災した経験を後世に残すため、そして防災学習や研修用施設として設置されたおちや震災ミュージアムそなえ館を視察してまいりました。古くからの教訓で、「災害は忘れた頃にやってくる」と言われますが、災害はいつ発生するか分かりませんし、昭和村でも6・9災害のような大きな被害があったことは伝え続けてゆかなければならないと思います。

村内でも、自主防災組織を立ち上げる行政区は増えており、防災に対する考えは高まってきています。村といたしましても、全地区、自主防災組織が設立され、災害に強い村にすべく、引き続き対応していきたいと思います。

結びに、議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意され、ますますご健勝にて議員活動に精励されご活躍されますことを、心からご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（永井一行君） これにて、令和7年第2回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして誠にご苦労さまでした。

午後 2時24分閉会